

- [【私も言いたい】永住外国人への地方参政権付与「反対」圧倒的な9割超（産経新聞/2009/08/27）](#)
- [「在日外国人多い地域も」 亀井氏、外国人参政権に慎重（産経新聞/2009/09/20）](#)
- [【from Editor】日本国憲法の読み方（産経新聞/2009/10/03）](#)
- [永住外国人の地方参政権に前向き 原口総務相（時事通信/2009/10/08）](#)
- [半ば「国際公約」 参政権、今後は中国問題に（産経新聞/2009/10/09）](#)
- [永住外国人の地方参政権 首相、前向き表明（東京新聞/2009/10/10）](#)
- [社説：外国人参政権 地方に限っても禍根を残す（読売新聞/2009/10/10）](#)
- [政府・与党、「外国人参政権」で協議に着手 首相「近い将来の課題」（産経新聞/2009/10/22）](#)
- [【正論】日本大学教授・百地章 外国人参政権で危惧されること（産経新聞/2009/10/23）](#)
- [公明、臨時国会での参政権法案提出見送り（産経新聞/2009/10/30）](#)
- [民主が議員立法で外国人参政権付与法案を提出へ 臨時国会で（産経新聞/2009/11/06）](#)
- [NHKニュース “会期延長せざるをえない”（NHK/2009/11/06）](#)
- [民主・山岡氏にS P、発言に抗議殺到で（読売新聞/2009/11/09）](#)
- [参政権法案 今国会提出断念へ 政府・民主 党内外に反発強く（産経新聞/2009/11/11）](#)

【私も言いたい】永住外国人への地方参政権付与「反対」圧倒的な9割超（産経新聞/2009/08/27）

<http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/090827/plc0908271948002-n1.htm>

今回のテーマ「永住外国人への地方参政権付与」について、25日までに1万8455人（男性1万3878人、女性4577人）から回答がありました。「付与に反対」「容認すれば国益が損なわれる」と回答した人がともに9割超と圧倒的で、「帰化条件を緩和すべき」という人も約1割にとどまりました。

（1）永住外国人へ地方参政権付与を容認すべきか
YES 5%、NO 95%

（2）むしろ帰化の条件を緩和すべきか
YES 11%、NO 89%

（3）容認すれば、国益が損なわれると思うか
YES 94%、NO 6%

違う視点で参政を

大阪・男性自営業（50）「永住外国人は同じ税金を払い生活している。同じ人間なのに虐（しいた）げられてきた人も少なくないはずで、参政権もないのはおかしい」

神奈川・女性会社員（40）「国籍を超えて、1人の人間（地球人）として、生活環境にかかわる政治権を持つべきだ」

愛知・男性会社員（42）「日本に税金を納めている外国人に選挙権があって当然だ。外国人に選挙権を認めたとところで国益が損なわれることはあり得ないと思う」

埼玉・女性会社員（35）「参政権がないということは、自分の住む土地に対して意見も言えないということだ。新しい目で意見をしてもらえる機会なのにもったいない」

大阪・男性会社員（64）「国籍は無関係ではないか、むしろ日本国籍でも日本にほとんど住んでいない人の参政権の方が問題だ。もちろん、帰化条件を緩和することも大切、少子高齢化の日本で外国人の労働力が必要とされている中、参政権を与えるのは当然と思う」

まず帰化すべき

熊本・男性会社員（37）「その国の政治は、その国の国民によってなされるべきであって、外国人が参加すべきではない。参政権の容認は内政干渉を認めること。日本の政治家には、もっと日本人のことを考えて政治をしてほしい」

大阪・女性自営業（48）「参政権が欲しければ帰化して日本人になるべきだ。日本の将来を決めることにもなるのに、他国籍の人に参政権を与えるべきではないと思う」

パキスタン在住・男性会社員（63）「そもそも永住外国人とは何か、なぜ永住しているながら帰化しないのか、そういう生活態度や信条に違和感を覚える」

北海道・男性教師（48）「税金払ってるから参政権をよこせというのはおかしい、間借りしてる人間が家賃を払ってるからといって、その家の建て替え時に間取りなどの決定権を主張するようなものだ」

神奈川・男性弁護士（37）「国家の根幹にかかわることで、一度付与してしまえば領土問題などで取り返しがつかないことにもなりかねない」

アメリカ在住・男性自営業（69）「米国に永住権で20年住んでいるが、参政権がないのは当然、欲しければ帰化すべきだ」

大阪・男性公務員（23）「容認すると在日外国人の一部の地方自治体を牛耳ってしまう可能性が高い。日本国民には何のメリットはないと思う。選挙権が欲しければ帰化してほしい」

【永住外国人への地方参政権付与】永住者の在留資格を持ち、日本の居住する外国人に地方参政権を与えようというもの。これまでに民主、公明、共産の各党などが付与法案を出しているが、その対象者や付与する権利は微妙に違う。ただ、地方参政権については、地方自治体の議員と首長を選ぶ権利（選挙権のみ、被選挙権はない）に限っているケースが多い。

平成19年末の法務省の統計によると、永住者の在留資格を持つのは約87万人。このうち、在日韓国・朝鮮人が多数を占める「特別永住者」が約43万人。このほかの「永住者」（約44万人）の中で最も多いのは、中国の約13万人となっている。

「在日外国人多い地域も」 亀井氏、外国人参政権に慎重（産経新聞/2009/09/20）

<http://sankei.jp.msn.com/politics/situation/090920/stt0909201929010-n1.htm>

国民新党代表の亀井静香郵政改革・金融相は20日、永住外国人への地方参政権付与問題について「地域によって在日外国人比率が高い地域がある。日本人が少数民族で、自分たちの意志が地方政治に反映されないという心配、不満が出てきても困る」と述べ、慎重な姿勢を示した。都内で記者団に語った。

この問題で民主党の小沢一郎幹事長は来年1月召集の通常国会中の法案取りまとめに意欲を示しているが、亀井氏は「正式に民主党から提案があった話ではない、わが党でもいろいろ意見があり、難しい問題だ」と語った。

一方、亀井氏は20日のNHK番組で、中小企業の借入金などの返済猶予（モラトリアム）制度導入について「財政と金融は（担当相が）分離した。私が財務相の知恵を借りながら責任を持ってやっていく」と述べ、重ねて意欲を示した。

番組出演後、亀井氏は記者団に対し、金融機関への返済期間を「3年程度だ」と説明、「貸し手は国が守るが、借り手にはカネを返せというだけなら、国が出ていかざるを得ない。いろいろな意見は聞くが、協議はしない」と述べた。

【from Editor】日本国憲法の読み方（産経新聞/2009/10/03）

<http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/091003/plc0910030811019-n1.htm>

鳩山政権の発足をきっかけに、永住外国人に地方参政権を付与する法案が政治課題として再び浮上してきた。民主党の小沢一郎幹事長は9月19日、韓日議員連盟会長との会談で、地方参政権付与法案について、「何とかしなければならぬ、通常国会で目鼻を付けたい」と述べたという。鳩山由紀夫首相や岡田克也外相も推進論者として知られる。

この法案の賛否をめぐるのは、安全保障上の観点などからさまざまな議論がある。ただ、はっきり言っておきたいのは何よりもまず、この法案には憲法上、重大な問題があるということだ。この点について議論を整理しておきたい。

憲法15条1項にはこうある。

「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」

15条は、国会議員や地方議員、首長を選ぶ権利は国民だけにあると言っている。この条文のどこをどんなふうにとらえたら、外国人にも参政権を与えていいと解釈できるのか、さっぱり分からない。

にもかかわらず、参政権付与の賛成派はこの法案を合憲だと言い張っている。その根拠は主に2つあるようだ。（1）憲法93条（2）平成7年の最高裁判決 - である。

憲法93条2項にはこうある。

「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」

15条は参政権を「国民固有の権利」とする一方、93条は地方選挙権が「住民」にあるとする。法案賛成派はこの「国民」と「住民」という言葉の使い分けに注目する。国政への参政権は認められないが、地方参政権は認めているというわけだ。しかし、平成7年の最高裁判決は、「住民」とは、「日本国民を意味するものと解するのが相当である」とした。「国民」とは別の「住民」という概念を否定しているのだ。

ところが、同じ判決の中で、憲法が地方参政権付与を禁じていないと読める部分があり、賛成派は勢いづいた。ただ、判決のこの部分は本論とは別の付帯的意見であり、実際、この判決は、外国人に地方参政権を与えなくても違憲ではないとしている。

なお、独仏両国では外国人への地方参政権付与について、憲法裁判所が憲法違反と判断したため、憲法を改正した経緯がある。重ねて言う、外国人への参政権付与は憲法違反だ。付与するなら、憲法を改正すべきである。（副編集長 五嶋清）

永住外国人の地方参政権に前向き 原口総務相（時事通信/2009/10/08）

<http://www.47news.jp/CN/200910/CN2009100801000609.html>

原口一博総務相は8日、共同通信などのインタビューで在日韓国人ら永住外国人への地方参政権付与について「一定の結論を出すべき問題だ。現実的な対応につなげたい」と前向きな姿勢を示した。

この問題では鳩山由紀夫首相が就任前の8月、「前向きに考えるべき時が来ている」と述べ、民主党の小沢一郎幹事長も先月、「通常国会で何とか目鼻を付けたい」と表明しており、歩調を合わせたとみられる。9日の日韓首脳会談でも取り上げられる見通しだ。

政治的な側面も持つ問題で、議員立法での対応となるとみられるが、民主党内にも慎重論が少なくない上、連立を組む国民新党が反対姿勢を示している。また自民党の谷垣禎一総裁も「慎重であるべきだ」としており、議論は曲折が予想される。

原口氏は「国民的議論がずっとあった。鳩山首相、小沢幹事長はその結論を見据えて発言している」と早期解決が必要との認識を示した。しかし、法案の提出時期については「まだ言える段階にない」とした。

半ば「国際公約」 参政権、今後は中国問題に（産経新聞/2009/10/09）

<http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/091009/plc0910092220014-n1.htm>

【ソウル＝阿比留留比】

鳩山由紀夫首相が9日、日韓共同記者会見で永住外国人への地方参政権付与について、「時間はかかる」としながらも実現に意欲を示したことで、この問題は半ば「国際公約」化してしまった。李明博大統領との首脳会談では「この話は出なかった」（政府筋）というが、十分な国内議論を経ずに、首相自らが韓国側の期待感を膨らませたことは間違いない。

「私個人の意見はご存じだと思う…」

鳩山首相は記者会見でこう述べ、暗に自分は参政権付与の理解者であることを訴えていた。首相としては、実現には憲法論をはじめいくつものハードルがあることをにおわしたかったのかもしれない。だが、一国のリーダーがその政策を求める相手国で「前向きに結論を出していきたい」と表明したことは重い。

鳩山首相はもともと、この問題を情緒的、心情的にとらえてきたようだ。民主党幹事長時代の今年4月にはこんな風に語っている。「まさに愛のテーマだ。（自身が）友愛と言っている原点がそこにあるからだ」「仏教の心を日本人が世界で最も持っているはずなのに、なんで他国の人たちが、地方参政権を持つことが許せないのか」

永住外国人の地方参政権 首相、前向き表明（東京新聞/2009/10/10）

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/politics/news/CK2009101002000098.html>

訪韓した鳩山由紀夫首相は9日、李明博（イミョンバク）大統領との共同記者会見で、在日韓国人ら永住外国人への地方参政権付与に取り組む姿勢を打ち出した。日韓両国を「近くて近い国」にしようとする意気込みの表れだが、民主党内には慎重論も根強く、実現は多難だ。

首相は記者会見で、韓国メディアから外国人地方参政権について問われ、「前向きに結論を出していきたい」と表明した。地方参政権をめぐるのは、民主党の小沢一郎幹事長が先月、大統領の実兄に賛意を伝えている。岡田克也外相も党副代表だった昨年五月、党有志の議員連盟で地方参政権を認めるべきだとの結論を出した。政権トップの首相と小沢、岡田両氏が足並みをそろえたことで、韓国側の期待が高まるのは確実だ。

ただ、民主党内には保守系議員を中心に反対論は少なくない。実際、岡田氏の推進派議連と並び、慎重派の勉強会も存在した。こうした事情から、二〇〇九年「政策集」には地方参政権の早期実現を明記する一方で、衆院選マニフェストでは言及を控えた。首相は時間をかけて合意形成を図る考えだが、慎重派の説得は簡単ではない。この日の会見でも「国民の思いが必ずしも統一されていない。これからしっかりと内閣としても議論を重ねて結論を見いだしていきたい」と述べている。意見集約の過程で反対論が声高に叫ばれるようになれば、友好ムードの日韓関係に水を差すことにもなりかねない。（ソウルで、後藤孝好）

社説：外国人参政権 地方に限っても禍根を残す（読売新聞/2009/10/10）

<http://www.yomiuri.co.jp/editorial/news/20091009-OYT1T01269.htm>

地方選挙に限るとしても、外国人に参政権を認めることは、憲法の規定や国のあり方という観点から、問題が大きい。鳩山首相が、ソウルでの日韓首脳共同会見で、永住外国人への地方選挙権付与について、「私個人の意見としては、前向きに結論を出したい」と述べた。韓国側の記者の質問に答えたもので、首相は「国民感情は必ずしも統一されていない」とも付け加えた。日本国内の議論が割れていることを意識したのだろう。民主党は、1998年の結党時の基本政策に、永住外国人への地方選挙権付与の実現を掲げた。首相のほか、小沢幹事長や岡田外相など推進派が少なくない。選挙権付与に積極的な論者が根拠とするのは、在日韓国人が地方選挙権を求めた訴訟での95年最高裁判決だ。傍論部分で、憲法上は禁止されておらず、国の立法政策にかかわる問題としている。だが、判決の本論は、国民権の原理に立って、憲法15条の公務員を選定・罷免する権利は、日本国籍を持つ「日本国民」にあると明示した。93条の地方自治体の首長・議員を選出する「住民」も日本国民を指すとしている。法的拘束力のない傍論だけを根拠にするのは強引過ぎる。外国人に地方選挙権を与えて、地域住民への公共サービスに外国人の意見を反映できるようにしてよいのではないかと、という主張にも無理がある。地方自治体は、国の基本政策に関する問題にも密接にかかわるからだ。武力攻撃事態法や国民保護法は有事における国と自治体の協力を定めている。日本に敵対する国の国籍を持つ永住外国人が選挙を通じて、自治体の国への協力を妨げることもありえよう。韓国は2005年に在韓永住外国人に地方選挙権を付与した。だが、在韓日本人で選挙権を付与されたのはごくわずかだ。日本の永住外国人は約42万人に上る。韓国が認めたのだから、という議論は成り立たない。韓国は今年2月、在外韓国人に国政選挙権を与えた。日本が地方選挙権を認めれば、在日韓国人は、韓国で大統領や国会議員に投票できるうえ、日本でも知事や市町村長、地方議員に投票できるようになる。そのような二重選挙権を認めてよいのか、という議論も出てくるだろう。外国人が参政権を望むなら、やはり、日本国籍を取得するのが筋だ。拙速な判断で、将来に禍根を残してはならない。（2009年10月10日01時19分 読売新聞）

政府・与党、「外国人参政権」で協議に着手 首相「近い将来の課題」（産経新聞/2009/10/22）

<http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/091022/plc0910222203014-n1.htm>

鳩山由紀夫首相は22日、首相官邸で記者団に対し、公明党が26日召集の臨時国会に提出する永住外国人地方参政権（選挙権）付与法案に関連して「（政府側は）法案準備ができあがっていない。臨時国会ではなかなか難しいが、近い将来の課題として、提出も視野に入れることはある。われわれも考えていく必要がある」と述べ、政府・与党内で、同法案作成をめぐる協議に着手する方針を示した。早ければ来年1月召集の次期通常国会への提出が念頭にあるとみられる。ただ、与党内では社民党が積極的だが、国民新党代表の亀井静香郵政改革・金融相は「在日外国人の比率が非常に高い地域がある」などと慎重論を唱えている。民主党内でも賛成派、慎重派がそれぞれ議員連盟を作って激しく対立してきた経緯があり、今後の調整は難航が必至だ。この問題は22日午後に関われた政府・民主党首脳会議の初会合で取り上げられた。鳩山首相と民主党の小沢一郎幹事長、菅直人副総理・国家戦略担当相、平野博文官房長官、輿石東参院議員会長らが参加し、席上、山岡賢次国対委員長が、永住外国人参政権を巡る公明党の動きを引き合いに「わが党の対応も考えてほしい」と提起した。平野氏はその後の記者会見で「衆院の新人議員が140人いるので、これまでの党の検討の経緯を含め、党内でしっかり議論する場面は必要だ」と述べ、政府・与党内での論議が不可欠との考えを示した。

【正論】日本大学教授・百地章 外国人参政権で危惧されること（産経新聞/2009/10/23）

<http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/091023/plc0910230314003-n1.htm>

マニフェスト原理主義か
民主党政権が誕生して1カ月が過ぎたが、相変わらずマニフェスト狂想曲が続いている。鳩山由紀夫首相は、党のマニフェストに書かれた「2020年までに温暖化ガスを25%削減する」との政権公約をもとに、国内的合意ができていないにもかかわらず、早々と国連で宣言をしてしまった。前原誠司国土交通相は、地元住民や流域諸県の知事らが強く反対しているのを尻目に、マニフェストを根拠として八ツ場（やんば）ダムの工事中止を断言し、てこでも動きそうにない。しかし民主党があくまでマニフェスト原理主義を貫こうとするのであれば、敢（あ）えて問いたい、「マニフェスト」に載っていない、というよりも同党の政策集「INDEX2009」に掲載されていないながら選挙対策用に意図的にマニフェストから除外したとしか思えぬ「外国人参政権」。これを積極的に推進しようとするのは、国民に対する背信行為であり「マニフェスト違反」ではないのか。

国家意識の希薄な政権幹部

民主党では結党時の「基本政策」の中に「定住外国人の地方参政権などの早期実現」を明記しており、何度も法案を提出してきた。しかも鳩山代表や小沢一郎幹事長をはじめ、菅直人副総理、岡田克也外相、前原氏ら幹部はいずれも積極的な推進論者である。小沢氏は代表時代の昨年夏、若手議員に「民主党が政権を取ったら、しっかり対応する」と語っており（読売新聞、昨年8月10日）、幹事長当時の岡田氏も「幹部の間では意思統一ができていない」とはばからない（日経ネット、7月20日）。さらに、鳩山代表はインターネット上で「日本列島は日本人だけの所有物ではない」「定住外国人の参政権ぐらい当然付与されるべきだ」「外国人参政権は愛のテーマだ」（産経新聞、4月25日）と言い出す始末である。これでは、民主党幹部らの国家意識を疑いたくもなる。

国家とは政治的な運命共同体である。それ故、わが国の運命に責任を持たない外国人に対しては、たとえ地方選挙権であっても認めることはできない。国政と地方政治は密接で不可分の関係にあるからである。それに、もしも外国人に選挙権を付与した場合、さまざまな事態が危惧（きぐ）される。

例えば、地方選挙権を手にした定住外国人が大挙して国境の島、対馬（市）で住民登録を行い、市長選や市議選においてキャスティングボートを握るようになったら、どうなるだろうか。すでに韓国資本による土地の買い占めが進行しているという対馬の現状に鑑（かんが）みれば、これは決して杞憂（きゆう）とは思われない。

日本国憲法は、選挙権が「国民固有の権利」（15条1項）であることを明記している。これについて最高裁は、「憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右権利の保障は、わが国に在留する外国人には及ばない」とした。また、「国」と「地方」は不可分一体であるとの認識のもとに、地方自治体の選挙について定めた憲法93条2項の「住民」も「日本国民」を意味しており、外国人に選挙権を保障したものではない、としている（最高裁平成7年2月28日）。

それゆえ外国人に参政権を付与することは、たとえ地方政治であっても許されない。推進論者が引き合いに出す、「地方選挙権の付与は禁止されない（許容）」とした部分はあくまで「傍論」に過ぎず、しかもその内容は「本論」と矛盾しており、まったく意味をなさない。それどころか、むしろ有害といえよう。

在日韓国人に二重の選挙権

ところが、在日韓国人組織の「民団」は外国人参政権の実現に全力を挙げており、昨年暮れには、総選挙で推進派の民主党と公明党を支援することを決定し（朝日新聞、昨年12月12日）、全国で候補者のポスター張りなどの支援活動を活発に行ってきた（民団新聞、8月26日）。

選挙権を有しない外国人がわが国の選挙活動にかかわるのは公職選挙法違反である。それに、外国人には「わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす」政治活動の自由は認められていない（マクレーン事件、最高裁昭和53年10月4日大法院判決）。それゆえ民団による組織的な選挙支援活動は明らかに内政干渉であって、憲法違反の疑いさえある。にもかかわらず、民主党は民団に選挙の応援を求め、政権奪取と外国人参政権の実現を目指してきた。

在日韓国人の人々は本国で国会議員となる資格（被選挙権）を有する上に、今年から選挙権まで認められるようになった。それも国政選挙だけでなく、居所登録さえすれば韓国での地方選挙さえ可能である。その彼らがもし日本でも選挙権を行使することになれば、本国とで二重選挙権が認められてしまうことになるが、これも極めて問題であろう。

従って、民主党政権が次期通常国会で通そうとしている外国人参政権は、何としても許すべきではない。（ももち あきら）

公明、臨時国会での参政権法案提出見送り（産経新聞/2009/10/30）

<http://sankei.jp.msn.com/politics/situation/091030/stt0910301849007-n1.htm>

公明党の井上義久幹事長は30日の記者会見で、永住外国人地方参政権付与法案について「民主党内に政府に提出するよう求める話もあるので、その動きを見定めたい」と述べた。鳩山由紀夫首相は「法案準備ができあがっていない。臨時国会ではなかなか難しい」と述べており、井上氏の発言は臨時国会での法案提出を見送り、鳩山政権の対応を注視する考えを示したものだ。

民主が議員立法で外国人参政権付与法案を提出へ 臨時国会で（産経新聞/2009/11/06）

<http://sankei.jp.msn.com/politics/situation/091106/stt0911061157002-n1.htm>

民主党の山岡賢次国対委員長は6日午前、自民党の川崎二郎国対委員長と国会内で会談し、今国会中に永住外国人への地方参政権付与法案を議員立法で提出する考えを伝えた。

会談終了後、山岡氏は記者団に対し「今国会で（提出を）考えている。党内にもいろいろな意見があるが、場合によっては党議拘束なしというやり方もある」と述べた。また、山岡氏は臨時国会の会期について「今の状況では延長せざるを得ない」と述べた。11日に政府・民主党首脳会議を開催して国会対応を協議する方針だ。

地方参政権付与については、鳩山由紀夫首相が5日の衆院予算委員会で「前向きに考えている」と述べていた。

NHKニュース “会期延長せざるをえない”（NHK/2009/11/06）

<http://www.nhk.or.jp/news/k10013608351000.html>

民主党の山岡国会対策委員長は、記者団に対し、今後の国会対応に関連して「法案の審議日程がぎりぎりだ」と述べ、今月30日までの臨時国会の会期を延長せざるをえないという認識を示し、来週にも政府側と協議したいという考えを示しました。

この中で、山岡国会対策委員長は、日本に永住する外国人に地方参政権を認める法案について「民主党内にもいろいろな意見があり、集約には時間がかかるので、党議拘束を掛けずに議員立法で今の国会に提出することを検討したい。採決するつもりで提出するのが普通だ」と述べました。そのうえで、山岡氏は「今の国会は、法案の審議日程がぎりぎりの綱渡りの状態であり、すべての法案を仕上げるためには、会期は延長せざるをえないのではないか」と述べ、今月30日までの臨時国会の会期を延長せざるをえないという認識を示しました。そして、山岡氏は「来年度予算案の編成作業に差し障りがないようにしなければならぬので、政府側と話したい」と述べ、来週11日にも、日本に永住する外国人に地方参政権を認める法案の取り扱いや国会の会期の延長をめぐる政府側と協議したいという考えを示しました。

民主・山岡氏にSP、発言に抗議殺到で（読売新聞/2009/11/09）

<http://www.yomiuri.co.jp/politics/news/20091109-OYT1T00766.htm>

民主党の山岡賢次国会対策委員長に10日から警護官（SP）が随行することになった。

与党時代の自民党国対委員長にはSPはついておらず、異例の待遇だ。

山岡氏が先週、永住外国人に地方選挙権を付与する法案を今国会に提出する考えを表明したところ、事務所に抗議の電話が殺到。警視庁が「警護が必要」と判断したという。山岡氏は「発言に対する反発が大きかった」と周囲に語っている。

民主党役員でSPがついているのは、代表の鳩山首相を除けば、小沢幹事長、奥石東参院議員会長だけだった。党内からは「山岡さんも『党内ナンバー3』の座を確立し、まんざらでもないのでは」と冷やかしの声も漏れている。

参政権法案 今国会提出断念へ 政府・民主 党内外に反発強く（産経新聞/2009/11/11）

<http://sankei.jp.msn.com/politics/situation/091111/stt0911111006003-n1.htm>

政府・民主党は10日、永住外国人への地方参政権（選挙権）付与法案の今国会への提出を見送る方針を固めた。同法案をめぐることは、民主党の山岡賢次国対委員長が6日、議員立法として今国会に提出したいとの考えを示していた。

民主党の小沢一郎幹事長は、和歌山県高野町で記者団に対し、同法案について「外交政策が背景にある問題だから、私ごとやかく言う立場ではないが、基本的には政府提案（政府提出法案）としてやった方がいいだろう」と述べた。

ただ、平野博文官房長官は同日の記者会見で「この国会で政府提案としてやる時間的な余裕はない」と述べた。付与に懐疑的な民主党国対幹部も「外国人参政権なんて党内がもたない。いずれにしても今国会ではできない」と語った。同党や山岡氏ら関係議員に国民から多くの抗議が寄せられたり、党内保守系議員が反発したことも提出を見送る理由となったようだ。

今後も参政権付与推進派の動きは続くと思われるが、平野氏は10日の会見で、来年1月召集の通常国会への対応について「連立3党の党内で議論が必要だ」と与党の意見集約が政府提案の前提条件との認識を示した。国民新党は「うちの党は（意見集約が）難しい」（亀井静香金融相）としている。

民主党内で検討中の法案は、日本と相手国が互いに同程度の権利を認める「相互主義」を採らず、中国人でも日本の永住者なら地方参政権を与える内容だ。